

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和4年2月28日

香取市長

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
石納地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和4年1月30日
3. 集落・地域の耕地面積  
61.5ha
4. 対象地区の課題  
専業農家の高齢化や兼業農家の増加、後継者不足。担い手農家への農地集積。
5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針  
石納地区の水田利用は、地区内の農業法人1経営体と個人担い手農家1経営体に農地を集積する。
6. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況  
個人 1経営体  
法人 1法人
7. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針  
耕作農家が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
8. 農地の貸付けの意向  
特になし